

イメージデータで提出可能な添付書類 (法人税確定申告等)

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ(XML形式又はXBRL形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続（法人税確定申告等）](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から5年間（移転価格税制に係る法人税等は6年間、法人税の純損失等の金額がある場合は9年間）これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

| 主な項目 | 添付書類の名称 | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|--|---|-------------------------------------|
| 確定申告書の添付書類 (法人税法第74条、第81条の22、第144条の6) | ①出資関係図 ②合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し | 無 |
| 資産の評価益の益金不算入等 (法人税法第25条) (法人税法施行令第155条の6) | 内国法人について再生計画認可の決定があったこと、当該決定があった旨を証する書類 など | 有 (注) |
| 資産の評価損の損金不算入等 (法人税法第33条) (法人税法施行令第155条の6) | 内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類 など | 有 (注) |
| 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 (法人税法第59条) (法人税法施行令第155条の6) | 更生手続開始の決定があったことを証する書類 など | 有 (注) |
| エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (租税特別措置法第42条の5、第68条の10) | ①基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する書類 ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第7条第1項の申請書の写し など | 有 (注) |
| 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第42条の12、第68条の15の2) | 法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写し | 無 |

| 主な項目 | 添付書類の名称 | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|--|---|-------------------------------------|
| 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第42条の12の2、租税特別措置法第68条の15の3) | 認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類 | 無 |
| 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4) | 認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けたことを明らかにする書類 | 無 |
| 特定地域における工業用機械等の特別償却 (租税特別措置法第45条、第68条の27) | 産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類 | 有 |
| 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却 (租税特別措置法第46条の2、第68条の33) | 次世代育成支援対策推進法第13条の認定をした旨を証する書類の写し など | 無 |
| サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却 (租税特別措置法第47条、第68条の34) | ①サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する申請書の写し ②都道府県知事の同法第7条第3項の登録をした旨を証する書類の写し | 無 |
| 特定都市再生建築物等の割増償却 (租税特別措置法第47条の2、第68条の35) | ①確認済証の写し ②検査済証の写し ③国土交通大臣の証する書類 など | 有 (注) |
| 海外投資等損失準備金 (租税特別措置法第55条、第68条の43) | 経済産業大臣の認定に係る認定書の写し | 無 |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金 (租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2) | ①投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し ②実施状況報告書等の写し など | 無 |
| 特定事業再編投資損失準備金 (租税特別措置法第55条の3、第68条の43の3) | ①特定会社の名称が記載された特定事業再編計画の写し ②当該特定事業再編計画に係る産業競争力強化法施行規則第18条第1項の認定書の写し | 無 |
| 農業経営基盤強化準備金 (租税特別措置法第61条の2、第68条の64) | 認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額である旨を証する書類 | 有 |
| 農用地等を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法第61条の3、第68条の65) | 農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類 | 有 |
| 土地の譲渡等がある場合の特別税率 (租税特別措置法第62条の3、第68条の68) | ①買取証明書 ②収用証明書 ③認定事業者である旨を証する書類 ④宅地の用に供する旨を証する書類 ⑤認可したことを証する書類の写し など | 有 (注) |

| 主な項目 | 添付書類の名称 | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|---|---|-------------------------------------|
| 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率 (租税特別措置法第63条、第68条の69) | ①買取証明書 ②収用証明書 ③認定事業者である旨を証する書類 など | 有 (注) |
| 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法第64条、第68条の70) | 収用証明書 | 有 |
| 収用換地等の場合の所得の特別控除 (租税特別措置法第65条の2、第68条の73) | ①買取りの申出があったことを証する書類 ②収用証明書 など | 有 |
| 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (租税特別措置法第65条の3、第68条の74) | 土地等を買収したことを証する書類 など | 有 |
| 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (租税特別措置法第65条の4、第68条の75) | 住宅建設又は宅地造成の施行者の当該土地等を当該住宅建設又は宅地造成のために買収したものである旨を証する書類 など | 有 (注) |
| 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (租税特別措置法第65条の5、第68条の76) | ①市町村長の当該土地等の譲渡につき当該勧告をしたことを証する書類又は当該勧告に係る通知書の写し ②農業委員会の当該土地等の譲渡につき当該あっせんを行ったことを証する書類 など | 有 (注) |
| 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (租税特別措置法第65条の7、第68条の78) | 市町村長等が発行する特定の地域内に所在する資産である旨を証する書類 など | 有 |
| 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法第65条の10、第68条の81) | ①登記事項証明書 ②交換分合計画の写し など | 有 (注) |
| 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例 (租税特別措置法第65条の11、第68条の82) | ①登記事項証明書 ②開発許可通知書の写し など | 有 (注) |
| 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 (租税特別措置法第66条、第68条の84) | ①登記事項証明書 ②交換の契約書の写し など | 有 (注) |
| 内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入 (租税特別措置法第66条の6、第68条の90) | ①特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書 ②特定外国子会社等の株主資本変動計算書 ③特定外国子会社等の勘定科目内訳書 ④本店所在地国の法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し | 無 |

| 主な項目 | 添付書類の名称 | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|---|---|-------------------------------------|
| 特殊関係株主等である内国法人に係る 特定外国法人の課税対象金額等の益金 算入 （租税特別措置法第66条の9の2、第 68条の93の2） | ①特定外国法人の貸借対照表及び損益計算書 ②特定外国法人の株主資本変動計算書 ③特定外国法人の勘定科目内訳書 ④本店所在地国の法令により課される税に関する申告書で各事 業年度に係るものの写し | 無 |
| 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係 る所得の課税の特例 （租税特別措置法第67条の3、第68条 の101） | 免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行 われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証 する書類 | 有 |
| 転廃業助成金等に係る課税の特例 （租税特別措置法第67条の4、第68条 の102） | 転廃業助成金等の交付をした者の当該交付に関する通知書その 他これに準ずる書類又はその写し など | 有 （注） |
| 復興産業集積区域等において機械等を 取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除 （東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律第17 条の2、第25条の2） | 東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する認定地方 公共団体が発行するその建築物整備事業の用に供する建物及び その附属設備に該当する旨を証する書類 など | 有 |
| 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 （東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律第18 条の2、第26条の2） | その賃貸が要件を満たすことを明らかにする書類 など | 無 |
| 被災市街地復興土地地区画整理事業等 のために土地等を譲渡した場合の所得の 特別控除の特例等 （東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律第18 条の9、第26条の9） | ①国土交通大臣の当該被災市街地復興土地地区画整理事業が同号 に規定する減価補償金を交付すべきこととなる土地地区画整理法 による土地地区画整理事業となることが確実であると認められる 旨を証する書類 ②土地等の買取りをする者の当該土地等を買取った旨を証す る書類 など | 有 |
| 予定申告 （法人税法第71条第1項、第81条の 19、第144条の3） | 被合併法人名、適格合併の日、被合併法人の事業年度又は連結 事業年度、被合併法人の確定法人税額等を記載した別紙 | 無 |

（注）法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。